物品売払費積算書

次のとおり積算する。

売払い物品	フォークリフト売払い　数量:1台
引渡場所	緑のリサイクルセンター
引渡期限	令和9年1月29日

単価契約区分	非該当
消費税率	１０％

※上段は変更前積算、下段は変更後積算を表示

	名称	規格等	数量	数量	積算単価	積算金額	積算摘要	前回数量	数量	前回金額
1	フォークリフト	（株）豊田自動織機・02-8FDL15	1	台						

フォークリフト売払い仕様書

1　売払い期限

令和９年１月２９日（金）

2　売払い車両

フォークリフト

（１）製造元	株式会社　豊田自動織機
（２）型式	02-8FDL15
（３）製造番号	8FDL18-30099
（４）製造年月	2010 年３月
（５）アワーメータ	2,643ｈ（令和８年９月７日現在）
（６）最大荷重	1,300ｋｇ
（７）燃料	軽油

3　売払いの条件

（１）売払い車両は、全て現状のままでの引き渡しとする。

（２）契約決定者（以下「決定者」という。）は、契約締結後、市が発行する納入通知書（納付書）により、引渡期限までに代金を市に支払うものとする。

（３）市が代金の納入を確認後、売払い車両を決定者に引き渡すこととする。納入の確認は、金融機関による領収印付の納入通知書（納付書）兼領収書をもって行うものとする。

（４）売払い車両の引き渡しは、代金納付後３週間以内とする。

（５）売払い車両の引き渡し場所は緑のリサイクルセンターとし、日程等については、契約締結後に市と協議して決定するものとする。

（６）売払い車両の引き渡し後の搬送については、全て決定者の責任で行い、それに係る全ての費用は、決定者の負担とする。なお、引き渡し後の搬送時に事故等が発生した場合も、一切責任は負わない。

（７）売払い車両の文字「豊田市」等の消去は、決定者の責任において全て消すこととする。また、それに係る全ての費用は、決定者の負担とする。

（８）決定者は、売払い車両の各種諸手続きが完了後に当該車両に隠れた契約不適合があったことの発見を含め、いかなる理由があっても市に売払い代金の減額、損害賠償の請求又は契約の破棄をすることはできないものとする。

4　売払い車両の事前確認

　売払い車両を事前に確認する場合は、清掃施設課と日程調整の上で実施すること。

5　その他

　この仕様書に記載されていない事項については、市と協議の上、対応方法を決定すること。

フォークリフト　02-8FDL15



正面



背面



左側面



左前輪



左後輪



右側面



右前輪



右後輪